

定期接種の対象者

参考資料3

平成26年10月以降

A 類疾病

【法律事項】

ジフテリア・百日せき
急性灰白髄炎（ポリオ）
・破傷風

第1期：生後3月から生後90月に至るまで
第2期：11歳以上13歳未満
（第2期はジフテリア・破傷風のみ）

麻しん・風しん

第1期：生後12月から生後24月に至るまで
第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年

日本脳炎

第1期：生後6月から生後90月に至るまで
第2期：9歳以上13歳未満

結核（BCG）

生後1歳に至るまで

H i b 感染症

生後2月から生後60月に至るまで

小児の肺炎球菌感染症

生後2月から生後60月に至るまで

ヒトパピローマウイルス感染症

小学6年～高校1年生相当の女子

【政令事項】

痘 そう

定期接種は実施していない（生物テロ等により、まん延の危険性が増大した場合、臨時の予防接種として実施）

水 痘

生後12月から生後36月に至るまで

【法律事項】

B 類疾病

インフルエンザ

①65歳以上の者
②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

【政令事項】

高齢者の肺炎球菌感染症

①65歳の者
②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

- ※1 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。
 ※2 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。
 ※3 水痘、高齢者の肺炎球菌感染症は平成26年10月から実施予定であり、水痘は平成26年度限り、高齢者の肺炎球菌感染症は平成30年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。